

養護老人ホーム施設整備審査基準(改修支援施設)

- ・養護条例＝東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第39号)
- ・養護規則＝東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年東京都規則第43号)
- ・特定条例＝東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第111号)
- ・特定規則＝東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年東京都規則第141号)

項目	関係規定	基準	判断	現状	留意事項
建物規模等	<ul style="list-style-type: none"> ・養護条例第10条、第13条、第19条、第28条 ・養護規則第5条 ・特定条例第241条 ・特定規則第62条 ・東京都福祉のまちづくり条例 ・平成13年国土交通省告示第1301号「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」 	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物でなければならないこと。 2 建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分配慮されたものでなければならないこと。 3 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備(避難階段、非常警報設備等)を設けること。 4 利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならないこと。 5 建物の設計に当たっては、東京都福祉のまちづくり条例(平成7年東京都条例第33号)及び高齢者が居住する住宅の設計に係る指針(平成13年国土交通省告示第1301号)を参考として、入居者の身体機能の低下や障害が生じた場合にも対応できること。 	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・構造 <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">造</div> 地上____階、地下____階 ・各階の主な用途(事業) _____階 _____階 _____階 _____階 	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者と家族の面会場所について、入所者やその家族の利便に配慮したものとすること。 ・竣工後に東京都福祉のまちづくり条例第15条第1項又は整備予定地の区市町村が独自に定める条例に規定する整備基準適合証の交付を受け、掲示すること。 ・車椅子利用者用駐車施設の付近に利用居室等までの誘導表示を設けること。

養護老人ホーム施設整備審査基準(改修支援施設)

項目	関係規定	基準	判断	現状	留意事項
	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都福祉のまちづくり条例第2章第3節、第4節 ・東京都福祉のまちづくり条例第29条 	<p>6 車椅子利用者用駐車施設及びバリアフリートイレを設置すること。その他、東京都福祉のまちづくり条例の整備基準に適合すること。ただし、改修支援施設の整備予定地の区市町村の条例により、整備基準に適合させるための措置と同等以上の措置を講ずることとなるよう定めている場合は、第14条、第15条及び第2章第4節の規定は、適用しない。</p> <p>7 教養娯楽設備等を備えること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリートイレ _____階 便房面積 _____m² 手すり (有・無) オストメイト用汚物流し (有・無) ベビーチェア (有・無) ベビーベッド (有・無) 	
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・養護条例第11条 ・養護施行要領8 	<p>1 定員は30人以上とすること。</p>	<p>適・否</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入所定員 _____人 	

養護老人ホーム施設整備審査基準(改修支援施設)

項目	関係規定	基準	判断	現状	留意事項
施設	居室 <ul style="list-style-type: none"> ・養護条例第12条、第13条 ・養護規則第5条 ・養護施行要領10 ・特定条例第241条 ・特定施行要領第3の10の2の2 ・昭和62年9月18日社施第107号「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」 	<p>1 1室の定員は1人(個室)とする。ただし入所者への処遇上必要と認められる場合には、2人とすることができる。</p> <p>2 地階に設けてはならないこと。</p> <p>3 1室の1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。</p> <p>4 居室の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。</p> <p>5 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備(押入れ(これに代わるものとして設置したタンス等を含む。)、床の間、踏み込み等の設備をいう。)を設けること。</p> <p>6 社会福祉施設における防火安全対策の強化について(昭和62年9月18日社施第107号)を参考に、2階以上の居室には、車椅子又はストレッチャーで通行するために必要な幅を有する避難・搬送及び消防活動上有効なバルコニーを設けることが望ましい。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>・各階の定員及び2人部屋の有無</p> <p>___階___人___有・無</p> <p>___階___人___有・無</p> <p>___階___人___有・無</p> <p>___階___人___有・無</p> <p>・居室のうち最小の床面積 _____㎡</p>	<p>・2人部屋の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。</p> <p>・ベッドの位置や向きが変えられる広さと構造が望ましい(コンセント類の位置にも配慮すること。)</p> <p>・持ち込んだ家具や物品を利用するための建築的・設備的配慮がされていること。</p> <p>【望ましい設備】</p> <p>・車椅子の高さに合わせた居室の鍵(室内から開けられること)</p> <p>・ベッドの高さやリクライニングの角度が手元で調節できる低床ベッド</p> <p>・部屋ごとの冷暖房設備</p> <p>・テレビ視聴の設備</p> <p>・居室に通じるバルコニーは避難階段に接続していることが望ましい。</p>

養護老人ホーム施設整備審査基準(改修支援施設)

項目	関係規定	基準	判断	現状	留意事項
静養室	<ul style="list-style-type: none"> ・養護条例第13条 ・養護規則第5条 	<ol style="list-style-type: none"> 1 医務室又は職員室に近接して設けること。 2 地階に設けてはならないこと。 3 原則として一階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。 4 静養室の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 5 寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を備えること。 	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置階数及び床面積 _____階 _____㎡ 	
洗面所	<ul style="list-style-type: none"> ・養護条例第13条 ・養護規則第5条 	<ol style="list-style-type: none"> 1 居室のある各階について、設けること。 	<p>適・否</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・居室のトイレ内に洗面台を設けた場合であっても、別に居室のある各階内に洗面設備を設けること。 【望ましい形状】 ・底がフラットなシンク ・コンセント ・車いす利用者を想定した鏡 ・湯水の温度調整設備 ・認知しやすい水栓金具

養護老人ホーム施設整備審査基準(改修支援施設)

項目	関係規定	基準	判断	現状	留意事項
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・養護条例第 13 条 ・養護規則第 5 条 ・特定条例第 241 条 ・特定規則第 62 条 	<p>1 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設置し、非常用設備を備えること。</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> ・設置状況及び箇所数 ①居室内に有り_____室 ②居室内に無し_____室 ③居室外 ____階 男__か所 女__か所 ____階 男__か所 女__か所 洗面設備の有無 (有 ・ 無) ・望ましい設備の有無(右欄に○印を付け、その他あれば以下に記載) _____ _____ 	<p>【望ましい設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の自立を促しやすい便器 ・洗浄乾燥暖房付便座 ・拭き掃除が行いやすい床材 ・適切な臭い対策
医務室	<ul style="list-style-type: none"> ・養護条例第 13 条、第 22 条 ・養護規則第 5 条、第 6 条 	<p>1 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> ・設置階数及び床面積 ____階_____㎡ 	
調理室	<ul style="list-style-type: none"> ・養護条例第 13 条 ・養護規則第 5 条 	<p>1 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> ・設置階数及び床面積 ____階_____㎡ 	

養護老人ホーム施設整備審査基準(改修支援施設)

項目	関係規定	基準	判断	現状	留意事項
職員室	<ul style="list-style-type: none"> ・養護条例第 13 条 ・養護規則第 5 条 	1 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。	適・否	<ul style="list-style-type: none"> ・設置階数及び床面積 _____階_____㎡ 	
食堂	<ul style="list-style-type: none"> ・養護条例第 13 条 ・養護規則第 5 条 ・特定条例第 241 条 ・特定規則第 62 条 	1 食堂の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。	適・否	<ul style="list-style-type: none"> ・設置階数及び床面積 _____階_____㎡ 	
汚物処理室	<ul style="list-style-type: none"> ・養護基準第 13 条 ・養護規則第 5 条 		適・否	<ul style="list-style-type: none"> ・設置階数及び床面積 _____階_____㎡ 	<ul style="list-style-type: none"> ・換気及び衛生管理等に十分配慮すること。 ・汚物処理室からの動線と、調理室からの動線が、重複しないよう配慮すること。
廊下・階段等	<ul style="list-style-type: none"> ・養護条例第 13 条 ・養護規則第 5 条 	1 片側廊下の幅は、1.35 メートル以上、中廊下の幅は、1.8 メートル以上とすること 2 階段の傾斜は、緩やかにすること。	適・否 適・否		<ul style="list-style-type: none"> ・廊下の両側に自由に入出りできる出入口が設けられている入居者が日常使用する室（居室、浴室（脱衣室）、トイレ等）がある廊下は、中廊下とみなす。 ・入居者が日常使用しない廊下については、本審査基準は適用しないが、1.2メートル程度あることが望ましい。

養護老人ホーム施設整備審査基準(改修支援施設)

項目	関係規定	基準	判断	現状	留意事項
浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・養護条例第 13 条 ・養護規則第 5 条 ・特定条例第 241 条 ・特定規則第 62 条 		適・否	<p>・設置状況及び箇所数</p> <p>①個別浴室</p> <p>_____階_____か所</p> <p>_____階_____か所</p> <p>_____階_____か所</p> <p>_____階_____か所</p> <p>個別浴室のうち最小の床面積_____m²</p> <p>②特殊浴室</p> <p>_____階_____か所</p> <p>_____階_____か所</p> <p>_____階_____か所</p> <p>_____階_____か所</p> <p>③その他(シャワー室等)</p> <p>(何が)_____か所</p> <p>(何が)_____か所</p>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・養護基準第 13 条 ・養護規則第 5 条 	<p>1 集会室、宿直室、面談室、洗濯室又は洗濯場、霊安室及び事務室その他運営上必要な設備を設けること。</p>	適・否	<p>・設置階数及び床面積</p> <p>集会室_____階_____m²</p> <p>宿直室_____階_____m²</p> <p>面談室_____階_____m²</p> <p>洗濯室又は洗濯場</p> <p>_____階_____m²</p> <p>霊安室_____階_____m²</p>	

養護老人ホーム施設整備審査基準(改修支援施設)

項目	関係規定	基準	判断	現状	留意事項
		<p>2 廊下、トイレその他必要な場所に常夜灯を設けること。</p>	<p>適・否</p>	<p>・その他設備の有無 ①エレベーター_____基 ②傾斜路__階から__階 ③常夜灯(感応式照明等) ・廊下(有・無) ・トイレ(有・無)</p>	